

重要

返還完了まで大切に保管
してください。

新版

返 還 の て び き

— 高等学校等奨学金 —

令和3年4月改訂4版

公益財団法人
群馬県教育文化事業団



〒371-0801 前橋市文京町二丁目20-22

TEL 027 (243) 0411(奨学金課直通)

027 (224) 3960(代表)

FAX 027 (221) 4082

<http://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/>

e-mail: syougaku@gunmabunkazigyodan.or.jp

目 次

・返還が始まる皆さんへ	1
・貸与終了から返還完了まで	2
・返還 Q&A	3
I 奨学金の返還について	
1 返還方法	4
2 返還期日と返還開始	4
3 返還年数と割賦金額	4
4 繰上返還	5
5 返還猶予	6
6 返還免除	7
7 返還を延滞した場合	8
8 返還完了	8
II 返還に関する手続について	
1 貸与終了時の手続	9
2 返還猶予中から返還開始までの手続	10
3 その他の手続	10
III 手続に必要な様式	11
・奨学金借用証書（様式第24号）	
・奨学金返還計画変更願（様式第25号）	
・奨学金返還猶予願（様式第26号）	
・在学届（高校等在学生用）（様式第27号）	
・氏名・住所等変更届（様式第30号）	
・連帯保証人変更願（様式第31号）	
・奨学金返還免除願（様式第32号）	
IV 群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金貸与規則	19

この「返還のてびき」は、群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金の貸与を受けた皆さんのために、奨学金の返還について、その内容と手続をまとめたものです。
奨学金の返還が完了するまで、大切に保管し、活用してください。
なお、事業団のホームページにも、返還のてびきや様式などが掲載されています。

返還が始まる皆さんへ

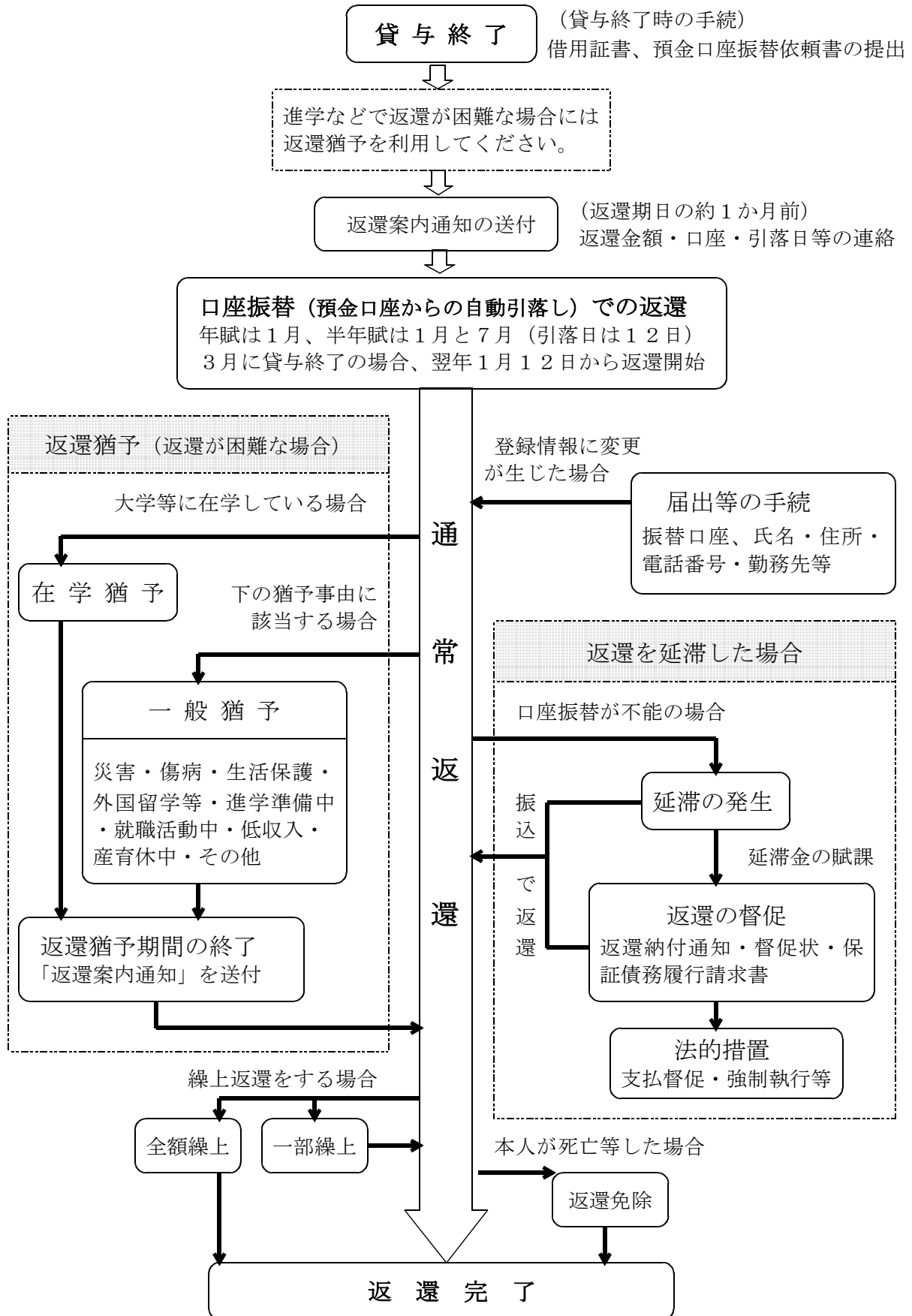
- ・当事業団の奨学金は、「貸与」であり、返還していただく必要があります。
- ・返還金は、奨学金の資金となり、後輩に貸与される仕組みになっています。
- ・多くの後輩に奨学金が貸与されるよう、一人ひとりが責任をもって、約束どおり確実に返還してください。
- ・なお、返還が困難になった場合には、返還猶予が認められる場合（6頁参照）がありますので、事業団へ御相談ください。

※ 奨学金登録情報メモ欄（借用証書等からメモしてください。）

奨学生	奨学生番号		氏名	
	住所	〒		
	電話番号	(携帯)		
	勤務先	(電話番号)		
返還計画	返還金額	円		
	返還方法	年賦・半年賦・()	返還年(回)数	年(回)
	返還開始	年 月	返還完了予定	年 月
	割賦金額	円 (最終回割賦金額)		円
	振替口座	銀行 支店 (口座名義人) ゆうちょ銀行 (記号) (番号)		
親権者等 連帯保証人	氏名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号	(携帯)		
別生計 連帯保証人	氏名		続柄	
	住所	〒		
	電話番号	(携帯)		

注) 登録情報に変更があった場合には、必ず手続（10頁参照）をしてください。

貸与終了から返還完了まで（一括返還の場合を除く）



返 還 Q & A

貸与終了時の手続は？（9頁参照）

- 「奨学金借用証書」（様式第24号）を作成して、事業団へ提出してください。
- 「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。

奨学金はどう返すのか？（4頁参照）

- 「年賦」、「半年賦」による割賦返還と「一括返還」があります。
- 月賦での返還は、できません。

いつから返還が始まるの？（4頁参照）

- 満期（3月卒業）の場合は、翌年1月からです。
- 中途終了の場合は、6か月経過後の返還期日（1月または7月）からです。

住所、電話番号等が変更になったときは？（10頁参照）

- 本人、連帯保証人（親権者、別生計）の氏名、住所、電話番号、勤務先が変更になった場合は、「氏名・住所等変更届」（様式第30号）を提出してください。
- 振替口座を変更する場合は、事業団へ御連絡ください。

繰上返還をしたいときはどうするの？（5頁参照）

- 繰上返還はいつでもできますので、事業団へ御連絡ください。

返還が難しくなったときは？（6～7頁参照）

- 返還猶予（返還期日の延期）が認められる場合があります。希望する場合には、「奨学金返還猶予願」（様式第26号）を提出してください。
- 減額返還制度は、ありません。

返還を延滞したときはどうなるの？（8頁参照）

- 返還期日から6か月経過すると延滞金（6か月ごとに2.5%）が賦課されます。
- 本人や連帯保証人に、文書や電話などで督促や請求を行います。

I 奨学金の返還について

1 返還方法

返還方法には、「年賦」、「半年賦」による均等返還と「一括返還」とがあります。なお、月賦での返還はできません。

返還方法の選択は、貸与終了時に作成する「奨学金借用証書」（様式第 24 号）で行います。返還方法を変更する場合は、「奨学金返還計画変更願」（様式第 25 号）を提出してください。

2 返還期日と返還開始

返還期日、支払方法、返還開始は、返還方法によって異なります。
返還期日の約 1 か月前に、事業団から「返還案内通知」を送付します。

返還方法	返還期日	支払方法	返還開始
年賦	毎年 1 月 ※ 1 (引落日は 1 2 日)	口座振替（預金口座からの自動引落し） ※ 2 【手数料は事業団負担】	3 月卒業の場合、年賦・半年賦とも、翌年 1 月から返還開始となります。 なお、途中で貸与終了の場合は ※ 3 を参照のこと。
半年賦	毎年 1 月と 7 月 (引落日は 1 2 日)		
一括返還	貸与終了の翌月	奨学金返還口座への振込み 【手数料は自己負担】 ※ 4	返還期日まで

※ 1 1 2 日が銀行休業日のときは、翌営業日の口座振替（引落し）となります。

※ 2

①口座振替のできる金融機関

原則として、ゆうちょ銀行または群馬銀行でお願いします。

ただし、都合により他の金融機関（農林中央金庫を除く全国の銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫など）を希望される場合には、事業団へ御連絡ください。

②振替口座は、奨学生本人名義でなくても差し支えありません。

※ 3 中途辞退・退学者等は、貸与終了の翌月から起算して 6 か月経過後の直近の返還期日からとなります。

※ 4 事業団の奨学金返還口座は、8 頁のとおりです。

3 返還年数と割賦金額

年賦、半年賦の場合には、貸与総額に応じて返還年数が定められています（別表 2）。

1 回あたりの割賦金額は、返還年数の均等払いで、年賦の場合には貸与総額を返還年数（半年賦の場合には返還年数×2）で割った金額となります。なお、100 円未満は切り捨てで、最終回は残額となります。

【貸与規則 別表 2】

貸与を受けた奨学金の額	返還年数
200,000 円 以下のもの	6 年
200,000 円 を超え 500,000 円 以下のもの	7 年
500,000 円 を超え 700,000 円 以下のもの	9 年
700,000 円 を超え 1,000,000 円 以下のもの	10 年
1,000,000 円 を超え 1,200,000 円 以下のもの	12 年
1,200,000 円 を超えたもの	14 年

【返還例】 3年間貸与した場合の返還金額

		貸与金額			返還 年数	返還金額	
		貸与月額	入学一時金	貸与総額		年賦の場合	半年賦の場合
国 公 立	自宅	18,000 円	—	648,000 円	9 年	72,000 円× 9 回	36,000 円× 18 回
	〃	18,000 円	50,000 円	698,000 円	9 年	77,500 円× 8 回 最終回 78,000 円	38,700 円× 17 回 最終回 40,100 円
	自宅外	23,000 円	—	828,000 円	10 年	82,800 円× 10 回	41,400 円× 20 回
	〃	23,000 円	50,000 円	878,000 円	10 年	87,800 円× 10 回	43,900 円× 20 回
私 立	自宅	30,000 円	—	1,080,000 円	12 年	90,000 円× 12 回	45,000 円× 24 回
	〃	30,000 円	100,000 円	1,180,000 円	12 年	98,300 円× 11 回 最終回 98,700 円	49,100 円× 23 回 最終回 50,700 円
	自宅外	35,000 円	—	1,260,000 円	14 年	90,000 円× 14 回	45,000 円× 28 回
	〃	35,000 円	100,000 円	1,360,000 円	14 年	97,100 円× 13 回 最終回 97,700 円	48,500 円× 27 回 最終回 50,500 円

4 繰上返還

繰上返還（返還期日が到来しない割賦金の全額または一部の返還）は、いつでもできます。

繰上返還の場合は、事前に事業団へ連絡のうえ、事業団の奨学金返還口座（8 頁）へ振り込んでください。なお、振込手数料は自己負担となります。

また、繰上返還による優遇措置はありません。

一部繰上返還をした場合は、原則として、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。次回の返還は通常どおりとなります。

※なお、この取扱い（繰上処理）は、変更（「先掛処理」といって、返還期間は短縮せずに、繰上返還した分の返還期日の口座振替は行わないようにすること）もできますので、事業団へ御連絡ください。

5 返還猶予

何らかの事情で返還が困難になった場合には、返還猶予（返還期限の延期）が認められる場合があります。

返還猶予は、返還期限の延期であり、返還金額が減少するものではありませんので、真にやむを得ない（返還が滞ってしまう）場合にのみ申請してください。

(1) 返還猶予事由

返還猶予には、「在学猶予」と「一般猶予」があります。

在学猶予は、奨学金の貸与が終了した後も、大学等に在学している場合です。

一般猶予には、猶予期間が「合計5年が限度のもの」と「猶予期間の合計に制限がないもの」とがあり、猶予事由は下表のとおりです。

必ず申請が必要になりますので、御不明な点は事業団へ御相談ください。

	貸与規則の規定	猶予事由	添付書類	猶予期間	申請時期
在学猶予	(2) 高校、高専、短大、大学、大学院等に在学するとき	在 学	在学証明書、学生証のコピー等 ※高校在学中の場合は在学届（様式第27号）	在学期間	原則として「4月中」
一 般 猶 予	(1) 災害、傷病で返還が困難なとき	災 害	罹災証明書（市町村や消防署など）等	1年以内（継続可）	次回返還期日の2か月前まで ※1月返還の場合には前年の11月末まで
		傷 病	診断書（療養期間の記載のあるもの）等		
	(4) 生活保護を受けているとき	生活保護	生活保護受給証明書、民生委員の証明	1年以内（継続可）	
	(3) 外国留学、研究に従事するとき	外国留学等	事実を証明するもの		
		(5) その他真にやむを得ない事由により返還が困難なとき	進学準備中		
就職活動中	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票のコピー等		ただし、合計して5年が限度です。		
低 収 入	所得課税証明書、源泉徴収票、給与支払証明書等 ※「低収入」の基準 【給与所得者】 年間収入200万円以下 【給与所得以外の所得を含む場合】 年間所得130万円以下				
	産育休中	勤務先の休業証明書、母子健康手帳のコピー等			
	そ の 他	事業団へ事前に御相談ください。			

(2) 返還猶予の申請

「奨学金返還猶予願」(様式第 26 号)に、猶予事由の証明書類(前頁の表中の添付書類を参照のこと)を添付して、事業団へ提出してください。

証明書類は、猶予事由を証明できるものであれば、例示された書類に限りません。具体的には、事業団へ御相談ください。

返還猶予が承認された場合には、「奨学金返還猶予決定通知」を送付します。

(3) 申請時期

返還猶予願は、返還期日の2か月前まで(返還期日が1月の場合には前年11月末まで)に提出してください。

なお、在学猶予の場合には、原則として4月中に申請してください。

(4) 猶予期間

① 在学猶予の場合

在学猶予は、1回の申請で在学期間(4年制大学の場合は4年間)の猶予が認められます。

猶予期間終了後の返還期日は、在学期間分だけ延期されます(返還期日が高校卒業の翌年1月であった場合は、大学卒業の翌年1月が新たな返還期日になります)。

② 一般猶予の場合

猶予期間は1年以内(年賦の場合は1回分、半年賦の場合は2回分)で、継続して猶予が必要な場合には1年ごとに申請してください。(10頁を参照のこと)

なお、猶予期間の上限は、「(3)外国留学、研究に従事するとき(外国留学等)」と「(5)その他真にやむを得ない事由により返還が困難なとき(進学準備中、就職準備中、低収入、産育休中、その他)」の場合については、それらの合計で5年間までとなります。

6 返還免除

本人が返還できなくなった場合には、連帯保証人が返還することになっていますが、次の①と②の場合には、「奨学金返還免除願」(様式第 32 号)を提出することにより、返還未済額の全部または一部の返還を免除されることがあります。

返還免除の申請を行う場合には、事前に事業団へ御連絡ください。

① 死亡により返還が困難な場合(全部免除)

本人死亡により返還ができなくなったときは、次の書類を提出してください。

- ・奨学金返還免除願(連帯保証人2名の連署)
- ・本人死亡の事実が記載された戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)または住民票等の公的証明書

② 精神または身体の障害により返還が困難な場合(全部または一部免除)

本人が精神または身体障害により労働能力を失った場合(全部免除)や労働能力に高度の制限を有する場合(一部免除)には、次の書類を提出してください。

- ・奨学金返還免除願(本人、連帯保証人2名の連署)
- ・医師の診断書(労働能力の有無がわかるもの)
- ・所得(課税)証明書など

7 返還を延滞した場合

(1) 口座振替（自動引落し）ができなかった場合

割賦返還の場合には、口座振替（本人の希望する金融機関口座からの自動引落し）されるよう手続を行っていますが、残高不足等の場合には、引落しできません。

その場合には、事業団の奨学金返還口座へ振込んでください。なお、振込手数料は自己負担となります。

また、残高不足以外で引落し不能となるのは、口座名義が変更されている場合が多くなっています。結婚などで口座名義を変更した場合には、必ず事業団へ御連絡ください。

【事業団の奨学金返還口座】

	銀行名（支店名）	預金種目	口座番号	口座名義
銀行からの振込みの場合	群馬銀行（県庁支店）	普通	0 5 2 9 8 4 4	公益財団法人 群馬県教育文化事業団
	ゆうちょ銀行（〇一九） <small>ゼロイチキョウ</small>	当座	0 4 6 5 3 0 9	
ゆうちょ銀行での振替（払込）の場合 （記号） 0 0 1 0 0 6 （番号） 4 6 5 3 0 9				

(2) 延滞金

返還期日を過ぎて割賦金が返還されない場合には、返還期日から6か月経過した翌月1日に延滞金（6か月につき2.5%）が加算されます。

延滞金は、6か月経過するごとに加算されますので、注意してください。

延滞金が生じている場合、入金があった返還金は、返還期日の最も古いものから延滞金・割賦金の順序で充当されます。

(3) 督促

事業団（または事業団が委託した債権回収業者等）から、返還期日を過ぎても返還されない方（延滞者）に対して、次のような文書通知を行うとともに、電話や自宅訪問等で返還を督促します。返還期限までに、事業団の奨学金返還口座へ振り込んでください。

なお、訪問の際に、直接現金を徴収することはありません。

① 奨学金返還納付通知 …… 返還期日に口座振替（自動引落し）ができなかった場合に、本人または返還申出人に送付します。

② 奨学金返還督促状 …… ①の通知をしても返還されない場合に、本人または返還申出人に送付します。

③ 保証債務履行請求書 …… ②の督促状を送付しても返還されない場合に、連帯保証人（親権者・別生計）に送付します。

(4) 法的措置

以上のような措置を行っても返還されない場合には、民事訴訟法に基づく法的措置（支払督促、強制執行、訴訟など）を行う場合があります。

なお、法的措置にかかった費用は、延滞者の負担となります。

8 返還完了

返還が完了したときは、「返還完了通知」を送付します。

Ⅱ 返還に関する手続について

1 貸与終了時の手続

奨学金の貸与は、満期（卒業など）、辞退、退学などにより、終了します。
その際、奨学金借用証書等を作成して、返還方法を選択し、返還を約束していただきます。

(1) 貸与終了時に提出が必要な書類

貸与終了時には、奨学金の返還を約束する「奨学金借用証書」（様式第 24 号）と、返還金を預金口座から自動振替（引落とし）することを金融機関に申し込む「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」の手続が必要になります。

提出書類	備 考
① 奨学金借用証書 (様式第 24 号)	・ 本人、親権者及び連帯保証人 2 名が署名して、返還を約束する。 ・ 連帯保証人 2 名の印鑑登録証明書を添付して、提出のこと。
② 自動払込利用申込書 預金口座振替依頼書 (ゆうちょ銀行 ・ 群馬銀行用)	・ 年賦、半年賦で返還の場合に、銀行に提出して自動払込（預金口座振替）の申込み（依頼）を行ってください。 ・ 銀行で手続を済ませ、控えのコピーを事業団に提出のこと。 ※他の銀行を希望する場合には、事業団へ連絡してください。

(2) 「奨学金借用証書」（様式第 24 号）について

【署名欄＝奨学金借用証書の左側】

- ① 借入金額は、事業団から送付された「貸与明細」を確認し、正しく記入してください。
※金額の訂正はできませんので、誤った場合には全部書き直しをお願いします。
- ② 住所欄は、現在の住所（住民票登録済み）を記入してください。
※住所の変更が予定されている場合は、その旨を付記してください。
- ③ 親権者欄は、本人が未成年の場合に、親権者全員が署名し記入してください。
※親権者（父）が署名した場合には、「（後見人）」を 2 本線で消してください。
- ④ 連帯保証人（親権者、別生計）欄は、必ず自署し、実印を押印してください。
※登録済みの別生計連帯保証人を変更する場合には、次の条件を満たす方を選定して借用証書を作成するとともに、「連帯保証人変更願」（様式第 31 号）を併せて提出してください。
【条件】 貸与終了時点で 65 歳未満の成人で、被扶養者でなく、国内に住所があること。
(さらに、外国籍の人の場合は在留資格が「永住者」であること。)
- ⑤ 実印は、鮮明に押印してください。
※押印間違いや不鮮明の場合には、2 本線で抹消し、余白に正しく押印してください。

【返還計画＝奨学金借用証書の右側】

- ① 記入にあたっては、事業団から送付された「貸与明細と返還方法について」を確認して、記入してください。
- ② 返還方法は、Ⅰ年賦、Ⅱ半年賦、Ⅲ一括のうち、一つ選び○で囲んでください。
- ③ 猶予希望欄は、在学猶予などの希望がある場合に、「あり」を○で囲んでください。
※実際に返還猶予事由が生じたときは、証明書類等を添付して「奨学金返還猶予願」（様式第 26 号）を提出してください（6～7 頁を参照のこと）。大学等の在学猶予は、4 月中に申請してください。

(3) 「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」の提出について

年賦、半年賦の場合には、原則として、ゆうちょ銀行か群馬銀行の預金口座からの自動引落とし（口座振替）による返還となります。

そのため「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」を記入のうえ、ゆうちょ銀行か群馬銀行の窓口へ提出し、返還された 3 枚目（預・貯金者控え）をコピーして、奨学金借用証書とともに事業団へ提出してください。

なお、その他の金融機関からの口座振替を希望される場合には、事業団に連絡して、申請書を受領してください。

2 返還猶予中から返還開始までの手続

※返還猶予の申請は6～7頁を参照のこと

(1) 在学猶予の場合

在学猶予の場合には、返還期日が在学期間分（4年制大学の場合は4年間）延期されます。

※高校卒業後の初回の返還期日は通常「高校卒業の翌年1月」ですが、この返還期日が在学期間分延期されるので、在学猶予終了後の初回の返還期日は「大学卒業の翌年1月」となります。

なお、猶予期間中に退学等で猶予が不要になった場合には、事業団へ御連絡ください。

また、猶予期間終了後も、さらに猶予が必要な場合には、改めて、猶予申請してください。

猶予期間が終了すると、返還期日の約1か月前に事業団から「返還案内通知」が送付されますので、返還金額や預金口座などを確認してください。

(2) 一般猶予の場合

一般猶予（在学猶予以外の場合）の猶予期間は、1年間です。

引き続き猶予が必要な場合には、猶予期間終了の2か月前までに猶予申請してください。

継続の猶予申請がない場合には、事業団から「返還案内通知」を送付し、返還が始まります。

3 その他の手続

(1) 氏名、住所、電話番号、勤務先が変更になったとき

本人、親権者連帯保証人、別生計連帯保証人について、住所、氏名、電話番号（携帯）、勤務先が変更になったときは、「氏名・住所等変更届」（様式第30号）を提出してください。

(2) 振替（自動引落し）口座を変更したいとき

振替口座の変更を希望する場合には、事業団へ電話連絡してください。

「自動払込利用申込書／預金口座振替依頼書」を送付しますので、ゆうちょ銀行・群馬銀行の場合は銀行窓口へ提出し、その他の金融機関の場合は事業団へ提出してください。

なお、振替口座の変更には、時間を要する場合がありますので、御留意ください。

また、結婚などで振替口座の名義を変更した場合には、事業団へその旨連絡してください。

(3) 連帯保証人を変更したいとき

親権者連帯保証人や別生計連帯保証人が死亡するなど連帯保証人を続けられない事由が発生した場合には、「連帯保証人変更願」（様式第31号）を提出してください。

連帯保証人は常時2名いることが必要です。2名を選任できない場合には、返還金残額を一括返還していただくことがあります。

※別生計連帯保証人の要件 独立の生計を営み、国内に住所を有し、返還能力がある者

※親権者連帯保証人の要件 父母兄弟姉妹またはこれに代わる者

(4) 本人が死亡したとき

返還完了前に本人が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、本人死亡の事実が記載された戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を事業団へ提出してください。

この場合、「奨学金返還免除願」（様式第32号）を提出することにより、返還未済額の返還を免除されることがあります（7頁参照）。

(5) 返還申出人の登録

本人に代わって奨学金を返還する方を、「返還申出人」として登録することができます。

返還申出人の登録を行うと、事業団からの通知や連絡は、返還申出人に行います。

ただし、奨学金の返還が円滑に行われない場合には、登録が取り消されることがあります。

